

そこで気になったのが「利用者の方々のモチベーションをどのように維持、向上させていくか」についてでした。質疑応答の際に質問させていただいたところ、現在はスタッフからの励ましや評価、作業工賃を楽しみに日々頑張っておられる、という回答をいただきました。これからもぜひ、利用者の皆さんがより多くの工賃を手に入れ、毎日を生き活きと楽しく働ける環境作りを目指して欲しいと思いました。

休憩を挟み、第三発表者のワークスいけじまからは現在利用されている方々の様子が報告され、プレゼンテーション力も高く、現状がよりリアルに伝わってくる内容だったと思います。

現在、どの施設も利用者、保護者の方々における高齢化に直面し、今後の課題として挙げられています。

いけじまでは保護者の方は既にいらっしゃらないケースがほとんどであり、利用者ご自身も高齢であるため、施設の役割として利用者の様子をしっかりと把握することがその方の支援に直結するという内容はとても納得のいく話だと思いました。

年齢を重ねていくことで体力的にも衰えが目に見えてくることも多々あると思いますが、発表にもあったとおり、「第一発見者としての役割を意識すること」で素早い対応が期待でき、ご家族や本人との信頼関係をより強固にできるのではないかと思います。通所施設の高齢化に対しての先駆的な位置でこれからも情報を発信していただきたいと思います。

第四発表者の福島育成園からは、いけじまと同じく高齢の利用者の方についての報告でしたが、いけじまとはまた違った報告となっていました。

福島育成園の入所者であったお二人が、退所されて違う環境へと移られていくプロセスが報告として挙げられていました。体力面の低下や疾患など医療面の充実が必要となる場面がどんどん増えていく様子や、それでも限られたスタッフでその方以外の利用者も支援していかななくてはならないということなど、実際に勤務していたこともある私には厳しい状況が改めて思い起こされました。

利用者の皆さんが“幸せな人生”を送れるよう、スタッフは日々考え業務にあたっていると思います。今回のお二人の結果がどうであったかということは、ご本人にはわかりませんが、その経緯にあった様々な決断は間違っていないと言えよう私たちは努力していくことが大切です。

また、コメンテーターを務めた各施設の施設長からは、発表ごとにコメントが出されました。その中で、

福島育成園の報告を受けて「利用者さんについての重大な決断は一つの施設、現場を預かるスタッフだけで行うのではなく、法人として考えていくべきことではないか」というお話はこれから課題が増えていく中でとても重要であると思いました。

【実践報告研修会風景 その2】



実践報告研修会は、発表することにより日々の業務を再確認することができ、また、職員全員がそれを共有することによって法人全体が一丸となり、今後の支援の向上を図る良い機会になったのではないかと思います。

最後に、発表者の皆さん、その発表を様々な形で支えられたスタッフの方々ありがとうございました。

会員向け学習会を開催しました

1月度の学習会は『知っておきたい成年後見制度～大阪市市民後見人の活動から～』と題し、大阪市成年後見支援センター石本佳那氏を講師にお招きして開催しました。

自分自身や家族にとっても関係ある内容ということで、会場は多数の参加者でいっぱいでした。

地域において権利擁護が求められた背景に始まり、社会福祉基礎構造改革を軸とし、介護保険制度と両輪で新しい成年後見制度が生まれました。

成年後見制度の理念は「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「現有能力の尊重」の調和を保って保護することです。

利用促進の流れとして、平成28年5月に法律が施行され、大阪市地域福祉基本計画にも取り上げられています。成年後見制度には、判断能力が不十分な方を保護・支援するために、家庭裁判所に選任された後見人等が、福祉サービス利用の契約や適切な財産管理を行う法定後見と、将来判断能力の低下に備えて、財産や身の管理について、判断能力のあるうちに決め、後見契約を結び、実際に判断能力が不十分になった時に、本人を擁護する任意後見があります。